第二条　確定拠出年金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）	（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）
第四条の二　令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第四条の二**　令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又は令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）が引き上がることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合	一　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合
二　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額が引き下がる場合において、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合	（新設）
三～六　（略）	二～五　（略）
（加入者情報等の通知）	（加入者情報等の通知）
第十条　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。	**第十条**　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施年月日
二　各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額（当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。）	三　各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日
イ　私立学校教職員共済制度の加入者	イ　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員
ロ　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員	ロ　確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）
ハ　確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）	ハ　私立学校教職員共済制度の加入者
（削る）	ニ　中小企業退職金共済契約等（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約及び同条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者
（削る）	ホ　特定退職金共済契約（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項第一号に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者
（削る）	ヘ　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二条第十一項に規定する被共済職員（以下「退職手当共済契約の被共済職員」という。）
（削る）	ト　所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者（以下「外国保険被保険者等」という。）
三　（略）	チ　実施事業所における退職手当制度が適用される者
2　（略）	四　（略）
	2　（略）